

入札公告（物品の製造）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年10月31日

支出負担行為担当官
国土交通省航空局長 平岡 成哲

- ◎ 調達機関番号 020 ◎ 所在地番号 13
○ 第1731号

1. 履行概要

- (1) 品目分類番号
14 71 27
- (2) 契約件名
航空機騒音実態把握システム（Ntrack）ハードウェア更新機器一式の製造・調整及び性能向上
- (3) 引渡場所
入札説明書のとおり
- (4) 履行内容等
別紙のとおり
- (5) 履行期限
令和7年3月26日まで
- (6) 電子調達システム対象
本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を郵送等又は持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを支出負担行為担当官国土交通省航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。
- (7) 総合評価落札方式による実施
本案件は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により実施する。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のA又はB等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加の資格に関する公示」（令和5年3月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

但し(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。

- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 3. (2)により入札説明書等の交付を直接受けた者であること。
- (8) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別紙を参照。）。

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎第三号館
国土交通省航空局予算・管財室契約係
TEL 03-5253-8111(内線 48655)

(2) 入札説明書の交付方法

- (a) 本日から令和5年11月30日までの間、電子調達システムにて交付する。
- (b) (a)の方法によりがたい場合、本日から令和5年11月30日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の間の10時00分から17時00分までの間に、(1)に事前連絡をしたうえで、(1)の場所において無償で交付を受けることができる。

なお、(1)以外の場所で、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、国土交通省航空局管内の航空交通管制部等において無償で交付を受けることができる。

また、郵送等により、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、入札説明書の交付を受けたい者の負担による着払い郵送等により、交付を受けることができる。

但し、FAX 又は電子メールにより入札説明書の交付を受けることはできない。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえで、以下の提出期限までに提出すること。

令和5年12月1日 14時00分まで

- (a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。
- (b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

- (a) 電子調達システムにより入札する場合は、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和5年12月26日 16時00分までに下記(5)に掲げるURLから入札しなければならない。
- (b) 郵送等により入札書を提出する場合は、信書便（郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。）により(1)に入札書を送付することとし、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和5年12月26日までに必着とする。
- (c) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
電子調達システム ヘルプデスク TEL 0570-000-683

(6) 開札日時及び場所

令和5年12月27日 15時30分 3. (1)に集合すること。

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
- (3) 入札参加者に要求される事項
開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。
なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。
- (4) 競争参加資格の確認
本案件の参加希望者は2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、2. (3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2. (1)、(2)及び(4)から(8)に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2. (3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。
但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2. (3)に掲げる事項を満たしていなければならない。
- (5) 入札の無効
2. に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において2. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (6) 入札方法
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。
- (7) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。
但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。
- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) その他詳細
入札説明書による。

5. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIRAOKA Shigenori, Director-General, Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure,

Transport and Tourism

- (2) Classification of the services to be procured: 14 71 27
- (3) Subject matter of the contract: Aircraft Noise and Track Monitoring System (Ntrack), manufacture, adjustment, and performance improvement of hardware update equipment, 1 set
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 2:00 P.M. December 1, 2023
- (5) Time-limit for the submission of tenders
 - ① By electronic bidding system or mail: 4:00 P.M. December 26, 2023
 - ② By tenders should be brought with: 3:30 P.M. December 27, 2023
- (6) Contact point for tender documentation: 2-1-3 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8918 Japan TEL 03-5253-8111(Ext. 48655)

[別紙]

○履行内容等について

1. (3)履行内容等とは、下記に掲げる内容とする。

本調達は、現在、国管理空港で航空機騒音にかかる環境対策で使用している航空機騒音実態把握システム（Ntack）のハードウェアの保守期限が切れることからハードウェア等の更新機器の調達・調整を行うのものであり、また、航空機騒音の測定データの有効活用を目的に行う国土交通データプラットフォームとのデータ連携等の性能向上を行うものである。

○ 支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項について

2. 競争参加資格(7)の「予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、下記に掲げる事項とする。
なお、当該契約の入札に参加するためには、2. 競争参加資格の各要件及び下記に掲げる事項を全て満たす者であること。

○製造に必要となる技術等に関すること

契約から検査までの工程管理を把握し、履行期限までに製造及び調整、性能向上が完了できること。

当該事項は技術提案書により審査を行うため、技術提案書の内容について事実と相違しないこと。総合評価基準の評価項目に定める下記の「必須項目」を全て満たすことを条件とする。（詳細は仕様書、総合評価基準を参照）

- ・騒音判定管理機能（性能向上）に関する事項
要件定義書 3.1.1.1(1)の規定に関する確認
- ・その他機能（性能向上）に関する事項
要件定義書 3.1.1.2(1)及び要件定義書 3.1.1.2(3)の規定に関する確認
- ・帳票に関する事項
要件定義 3.3 の規定に関する確認
- ・システム方式に関する事項
要件定義書 4.2 の規定に関する確認
- ・規模に関する要件
要件定義書 4.3 の規定に関する確認
- ・性能に関する事項
要件定義書 4.4 の規定に関する確認
- ・信頼性等要件
要件定義書 4.5.1(1)、(2)、4.5.2(1)から(3)及び4.5.3 の規定に関する確認
- ・拡張性に関する事項
要件定義書 4.6 の規定に関する確認
- ・上位相互性に関する事項
要件定義書 4.7 の規定に関する確認
- ・中立性に関する事項
要件定義書 4.8 の規定に関する確認
- ・継続性に関する事項
要件定義書 4.9 の規定に関する確認
- ・情報セキュリティに関する事項
要件定義書 4.10.2、4.10.3 及び 4.10.4 の規定に関する確認
- ・稼働環境に関する事項
要件定義書 4.11 の規定に関する確認
- ・アプリケーションプログラムの設計・開発
仕様書 3.3 の規定に関する確認

- ・試験に関する事項
仕様書 3.5.1 及び要件定義書 4.12 の規定に関する確認
- ・移行に関する事項
仕様書 3.5.2 及び要件定義書 4.13 の規定に関する確認
- ・その他、本システムの稼働に必要な作業
仕様書 3.6 の規定に関する確認
- ・作業の実施体制・方法に関する事項
仕様書 5.2 及び 5.3 の規定に関する確認